

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	2
◇ 上下水道局	
○ 徴収事務の委託【上下水道局水道部計画課】	3

北九州市公告第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年3月28日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区湯川新町三丁目705番1、705番6から705番11まで、706番2、706番7及び706番9から706番13まで	北九州市小倉南区石原町395番地の1 南協商事株式会社 代表取締役 増田 哲

北九州市上下水道局告示第 13 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び北九州市上下水道局会計規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 12 号）第 36 条の 2 第 1 項の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 16 の 2 第 1 項の規定に基づき定めた宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約第 2 条に規定する水道料金及び手数料等のうち給水装置に係るものの徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 28 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで